

## 第2章

# 高齢社会対策の実施の状況

## 第1節 ● 高齢社会対策の基本的枠組み

### 1 高齢社会対策基本法

#### (1) 高齢社会対策基本法の成立

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に基づいている。同法は、参議院国民生活に関する調査会の提案により、平成7年11月に衆参両院ともに全会一致をもって成立し、同年12月から施行された。

#### (2) 高齢社会対策基本法の概要

高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の basic concept として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。

また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとって高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしている。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

### 2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には全閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。

### 3 高齢社会対策大綱

#### (1) 高齢社会対策大綱の策定

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過し、経済社会情勢も変化したことから、13年5月、高齢社会対策会議において、大綱の見直し・新たな大綱の策定を行うことを決定した。これを受けて、同年6月から「高齢社会対策の推進の基本的取り方に関する有識者会議」を開催し、高齢社会対策の推進の基本的取り方について議論を行い、同年9月に報告を取りまとめた。この報告等を踏まえ、同年12月28日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、高齢社会対策大綱が閣議決定された。

この大綱では、今後、戦後生まれの人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」（昭和22

(1947)～24（1949）年生まれ）が高齢期を迎える、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にするとともに、高齢社会対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

### （2）大綱策定の目的

高齢社会対策大綱は、今後、我が国が本格的な高齢社会に移行する中で、国民の一人一人が長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくことを目的とするものであり、経済社会のシステムがこれからの中高齢社会にふさわしいものとなるよう不斷に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助及び公助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図る必要があるとしている。

### （3）基本姿勢

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法の基本理念を確認し、これにのっとって対策を推進することを明確にしている。

また、基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進することとしている。

#### ① 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は全体としてみると健康で活動的、経済的にも豊かになっている一方、その属性に応

じて多様であるという実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図る。

#### ② 予防・準備の重視

従来の高齢期における健康面、経済面、社会関係等に係る問題への対処にとどまらず、若年期から問題を予防し、老後に備えるという国民の自助努力を支援する。

#### ③ 地域社会の機能の活性化

高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するよう、条件整備を図る。

#### ④ 男女共同参画の視点

高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、男女共同参画の視点に立って施策を推進する。

#### ⑤ 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用

医療・福祉、情報通信等に係る先端的な科学技術の成果が、高齢者にも広く行き渡るよう、研究開発及び活用の両面での条件整備を図る。

#### （4）横断的に取り組む課題

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策の一層の推進を図るため、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎えるおよそ十年後を念頭に置き、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を次のとおり設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

#### ① 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援

年齢にとらわれず多様なライフスタイルを実践したいとする者が増えるとともに、一人暮らしや要介護等の高齢者も増えることを踏まえ、

これらの者に対応した施策の展開を図る。

#### ② 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

就業における年齢制限その他の社会参加への妨げや、逆に年齢だけで一律に優遇している扱いについて見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害に積極的に対応する。

さらに、ユニバーサルデザインの普及を図る。

#### ③ 世代間の連帯強化

国民が家族構成等に応じて世代間で連帯できる条件の整備を図る。

また、社会保障制度等については、給付と負担の均衡を図るとともに、年齢にかかわらず、能力に応じ公平に負担を求める。

さらに、就業その他の社会的活動への老若の共同参画を促進する。

#### ④ 地域社会への参画促進

NPOの活動基盤の整備、地域に密着した起業の支援を図る。

また、ユニバーサルデザインに基づき生活環境のバリアフリー化を図る。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進する。

### (5) 分野別の基本的施策

高齢社会対策大綱は、分野別の基本的施策について、高齢社会対策基本法の第9条から第13条に示された考え方方に沿い、「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の五つの分野において、施策の指針を示している。

「就業・所得」では、高齢者の雇用・就業の機会の確保、勤労者の生涯を通じた能力の発揮、公的年金制度の安定的運営、自助努力による高齢期の所得確保への支援を図ることとしている。

「健康・福祉」では、健康づくりの総合的推進、介護保険制度の着実な実施、介護サービスの充実、高齢者医療制度の改革、子育て支援施策の総合的推進を図ることとしている。

「学習・社会参加」では、生涯学習社会の形成、社会参加活動の促進を図ることとしている。

「生活環境」では、安定したゆとりある住生活の確保、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、快適で活力に満ちた生活環境の形成を図ることとしている。

「調査研究等の推進」では、高齢化に伴う課題の解決に資する各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図ることとしている。

### (6) 推進体制等

高齢社会対策大綱は、政府が高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、以下の点に留意することとしている。

- ① 関係行政機関の間に緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 可能な限り目標を明確にした計画に基づき、施策の着実な推進を図るとともに、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析を行うとともに、これらの情報を国民に提供するために必要な体制の整備を図ること。
- ④ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協

力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。

なお、高齢社会対策大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格にかんがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえて必要があると認めるときに、見直しを行うこととしている。

#### (7) 大綱のフォローアップ

高齢社会対策大綱に基づく施策の総合的推進のため、大綱の「横断的に取り組む課題」について、政策の指標づくりや政策体系の構築など、掘り下げた政策研究を行っている。

政策研究の成果は、大綱の総合的な推進、これに関する総合的な政策評価及びこれを踏まえた大綱の見直し（次期大綱の策定）への活用を図る予定である。

#### 4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進という広範な施策にわたり、着実な進展をみせている。一般会計予算における関係予算をみると、平成18年度においては13兆246億円となっている。

これを各分野別にみると、就業・所得6兆8,260億円、健康・福祉6兆1,400億円、学習・社会参加216億円、生活環境125億円、調査研究等の推進246億円となっている（表2-1-1及び巻末の「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

表2-1-1 高齢社会対策関係予算（一般会計）

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計
平成8年度	43,269	39,516	766	449	340	84,340
9	43,176	41,698	686	452	385	86,396
10	44,078	45,476	593	404	380	90,932
11	52,095	49,694	583	399	445	103,215
12	53,386	52,297	516	418	851	107,467
13	54,884	55,862	356	329	968	112,398
14	56,387	59,264	358	292	1,187	117,488
15	57,705	61,298	346	267	1,114	120,730
16	59,943	63,098	277	130	453	123,901
17	64,355	61,960	266	128	274	126,982
18	68,260	61,400	216	125	246	130,246

資料：内閣府

（注1）高齢社会対策関係予算には、本表に掲げる一般会計のほか、特別会計等がある。

（注2）本表の予算額は、高齢社会対策関係予算として特掲できるもののみを合計した額である。